

第七回 参議院大蔵委員会会議録第三十一号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)午前十時五十五分開会	本日の会議に付した事件
○銀行等の債券発行等に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○解散団体財産収入金特別会計法案 (内閣提出、衆議院送付)
○日本勧業銀行法等を廃止する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○米国対日援助物資処理特別会計法案 (内閣提出、衆議院送付)
○富税法案(内閣提出、衆議院送付)	○理事(黒田英雄君)これより大蔵委員会を開会いたします。
○資産再評価法案(内閣提出、衆議院送付)	本日は先づ銀行等の債券発行等に關する法律案を議題として御審議を願います。御質疑のおありの方は御質疑を願います。
○相続税法案(内閣提出、衆議院送付)	○森下政一君ちよつとお尋ねします。全国のこの銀行数は何行あつて、それからその自己資本といふもののはどうか。井委員からお尋ねになりました点につきましてお答えを申上げたいと存じます。
○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○政府委員(舟山正吉君)只今お尋ねになりました点をお答え申上げます前にちよつとお許しを得まして、昨日油井委員からお尋ねになりました点につきましてお答えを申上げたいと存じます。
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○森下政一君ちよつとお尋ねしますが、このことについてお答えを申上げたいと存じます。
○通行税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○政府委員(舟山正吉君)この新らしい法律によりまして、すべての銀行が債券発行ができることになります。
○所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○森下政一君できることになるのだが金に含まれるといふ、いわば準備金をまず積立てられておるという考え方でございましたので、このニュアンスが字句の上に「達するまで」ということと「下らない」ということと表現の差異となつた次第でござります。実質的な問題、或いは株式上の疑惑、ということを生ずる余地はないと考えておりますので、どうぞ御了承の程をお願い申上げたいと存じます。
○国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣送付)	○森下政一君そうするとそのところをもう一遍説明して貰いたいのですが、如何にもおつしやる通りに全国の七十銀行を対象として、絶括的に見てると全然債券発行の余力といふものがないと、こうしたことになつておられます。実質的に個々の場合について見て、債券発行の可能なものは一体どれだけあるわけですか。どれだけ銀行があつて、どの銀行とどの銀行とあります。実質的に個々の場合について見て、債券発行の可能なものは一体どれだけあるわけですか。どれだけ銀行があつて、どの銀行とどの銀行とあつて、そうしてそのおののへについてどれだけの發行力があるのか、それが肝腎の点だと思います。
○国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣送付)	○政府委員(舟山正吉君)銀行全体の可能性と申しますのは、資本金及び預金の残高は、七十四行合計七千六百九十七億五千百万円、貸出金は六千
○災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)	七百九十一億三千二百萬円に相成つております。
○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣送付)	○森下政一君それから準備金はどうなつてますか。

○有価証券移転税法を廃止する法律案 (内閣提出、衆議院送付)	○政府委員(舟山正吉君)お答え申上げます。同じ日附におきまして、資本金は公称の方は百六十一億七千万円、拂込み資本金は同額でございます。
○国庫出納金等端数計算法案 (内閣提出、衆議院送付)	○森下政一君そうなるとどうなんですかね、実質的に内国の銀行全部の観点から言うと、債券発行ができることがあります。
○の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)この新らしい法律によりまして、すべての銀行が債券発行ができることになります。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君できることになるのだが金に含まれるといふ、いわば準備金をまず積立てられておるという考え方でございましたので、このニュアンスが字句の上に「達するまで」ということと「下らない」ということと表現の差異となつた次第でござります。実質的な問題、或いは株式上の疑惑、ということを生ずる余地はないと考えておりますので、どうぞ御了承の程をお願い申上げたいと存じます。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君そうするとそのところをもう一遍説明して貰いたいのですが、如何にもおつしやる通りに全国の七十銀行を対象として、絶括的に見てると全然債券発行の余力といふものがないと、こうしたことになつておられます。実質的に個々の場合について見て、債券発行の可能なものは一体どれだけあるわけですか。どれだけ銀行があつて、どの銀行とどの銀行とあつて、そうしてそのおののへについてどれだけの發行力があるのか、それが肝腎の点だと思います。
の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)銀行全体の可能性と申しますのは、資本金及び預金の残高は、七十四行合計七千六百九十七億五千百万円、貸出金は六千

の表現をした方が或いはより適切である	七百九十一億三千二百萬円に相成つております。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君それから準備金はどうなつてますか。
の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)お答え申上げます。同じ日附におきまして、資本金は公称の方は百六十一億七千万円、拂込み資本金は同額でございます。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君それから準備金はどうなつてますか。
の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)お答え申上げます。同じ日附におきまして、資本金は公称の方は百六十一億七千万円、拂込み資本金は同額でございます。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君それから準備金はどうなつてますか。
の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)お答え申上げます。同じ日附におきまして、資本金は公称の方は百六十一億七千万円、拂込み資本金は同額でございます。
の表現をした方が或いはより適切である	○森下政一君それから準備金はどうなつてますか。
の表現をした方が或いはより適切である	○政府委員(舟山正吉君)お答え申上げます。同じ日附におきまして、資本金は公称の方は百六十一億七千万円、拂込み資本金は同額でございます。

と、債券発行の余力はないということに相成つております。

○森下政一君 そこでそろそると具体的に分つておりますが、せんですか。どの銀行とどの銀行が発行の余力を持つておるということが……

○政府委員(舟山正吉君) 具体的に分るわけございませんが、只今ちよつと手許に資料の持分せがないことを遺憾に存します。

○森下正一君 それを一つ知りたいのですね、それは今日は実際に債券發行をしておるというのは興銀だけだと思ふ。興銀以外に例えれば今度勧銀とか或いは北折とか農林中央金庫、商工中央金庫というようなものが余力を持つといふことになると思うが、そういうふうな特殊な銀行だけでなくして、一般普通銀行の中で一体どの銀行とどの銀行が余力を持つておるか、それを知りたい。今日探査するということになつてそんな資料がないということはおかしいじやないか。銀行は分る筈だ。

而もこれは見返資金で優先株を引受けたということがはつきりして、見返資金を企業のために投げる非常にいいトネルができる、銀行が設備資金これから融通されるという重大な法案だ、これは政府の得意になつておる新施策だと思うから、そうなると普通一般銀行の中でも、これへの銀行のときは当然そういうふうな優先株の引受も政府としてはさしてやりたいぐら計画を持つておられるに違いない。その具体的な内容を知りたい。無計画にこんなことをされる等がない。

普通一般の銀行の中でも、例えば三和銀行であるとか、千代田銀行であると

が、或いは大阪銀行であるとか、或い

は富士銀行だといふような主なる銀行にどれくらいの余力があるか、実質的にそれに対しては、若しこの法案が成立すればどれくらいの債券発行がで

き、それに對して大体長期の設備資金というものが、債券発行によつて企業に流れ込んで行くかといふことも見当を付けることができると思う。そんな資料なしに今日探査されると言われたら乱暴だと思う。

○政府委員(舟山正吉君) この度の法律に基きます債券発行の計画について先ず御了承願いたいと思ふのでございますが、銀行に預金と並んで債券発行

が、併し銀行が債券を発行するかどうかと申しますことは、政府側からこれを強制するのではなくて、第一義的には、その銀行がその性格に照らしまして、債券を発行したいといふ

ものにつきまして、これを認めて行く

ことだと思ひますが、併し少くともこういう計画を持つ限りにおいては、

国会が一番重点を置いて知りたいと思ふことはこれですよ。発行可能な銀行がどれくらいあるか、現状においてこ

れらが盡く希望したところで、実際発行して見ても如何にしてそれを消化して行くかという問題もありましょ。

○森下政一君 そこまでいいます。それについては今までのところ銀行から具体的に自分の方も債券を発行いたしたいという希望のお申出がなかつた、そこで次には債券発行の余力の問題に相成りますが、この法

案にもござりますように、預金残高を行します。いつましても、債券を発行しなよとする時の前月から遡りまして、一ヶ月間の預金の毎日平均残高を調べることになつておるのであります。又預金額と自己資本の額とを対比

いたしまして、債券の発行余力の有無

を調べる事となるのでござります。

○政府委員(舟山正吉君) 当局におき

が、この過去一年間の預金平均残高をとり、これを平均いたしたことについては相当の手数もかかりますので、

いふことに重点を置きまして、從来債券発行をした経験があり、そして又長

く特殊の銀行を除きましては、債券発行の希望もないにこれを調べると

ます。差当つて、先程申上げましたよう

に、債券発行の希望のない銀行につきましては、その実情を、現在のところ集計して出来上つたものがない、こ

ういう事情でござります。

○森下政一君 それは当然債券発行を命ずるというわけには行きますまい。

○森下政一君 それでは、その実情を、現在のところ集計して出来上つたものがない、こ

ういう事情でござります。

○森下政一君 それでは、その実情を、現在のところ集計して出来上つたものがない、こ

ういう事情でござります。

○政府委員(舟山正吉君) それでは、その実情を、現在のところ集計して出来上つたものがない、こ

ういう事情でござります。

○森下政一君 それでは、その実情を、現在のところ集計して出来上つたものがない、こ

ういう事情でござります。

○政府委員(舟山正吉君) 私共の手許に頂いております「三銀行二金庫の債券及び預金状況見込」というの

がありますが、これの一番末尾の合計欄の二十五年三月三十一日、それが自

己資本と、それから準備金というものから預金、それから既発債券といった

ようなものを差引いたものがそこに現れておりますが、それが二十五年三月三十一日では八百十七億九千六百万円ですね。そつするとこれが債券発行の期融資をした、能力があるというもの

について先づ調査をいたしまして、この債券発行計画を立案した次第でございまして、その他の一般普通銀行に

つましましては、債券を発行するという

ことは實際問題といつまして殆んど期待できないのでござります。ただ将

来それらの銀行が債券発行を要望して参りましたときに、これを認めないと

いうことは決してございませんが、その債券発行計画を立てたのでございまして、その点の調査をあと廻

しにしたということを御了承を願いたいと存じます。

○森下政一君 そうすると政府の方が大体対象にして債券を発行する余力を持つておる、又願くば債券を発行させたいと考えておるのはどれとどれですか。

大銀行がてきて、それらが債券を発行したい、或いは増資をしたいというときに、見返資金によつて優先株の引受をして貰いたいということがある場合は、これらと同様の手続を要するのです。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金の出資につきましては、たま／＼過去において債券を発行をいたしたものにはこれら株金融機関に限つておりましたので、差当つてはこれらの金融機関の経験を活用することが適当であると考えまして、これらの金融機関に対して見返資金の出資をする計画を立つたのでござりますが、特殊銀行に限るということは、特殊銀行を廃止するという精神から考えまして適当でないと考えます。従つて他の銀行から見返資金の増資という希望がありますれば、これはその銀行の能力がどれくらいかを勿論考えなければなりませんけれども、同じくの銀行の予想しておいでになり、關係方面の了承を得られると思われる見返資金による優先株の引受というものを考えております。

○米倉龍也君 昨日もやよつて触れた

のですが、今森下さんのお話のよう

にこの優先株式の大体の予定が政府の方で立つておるのでありますけれども、それは昨日のお話では關係方面と折衝中であるように承つたのですが、こういう段階であるなら、これは計画であつて実際実現するかどうかといふことが不安になるわけであります。若し予定通りの計画でそれが実現されない場合には、金融機関によつてはこの法律が成立したために却つて発行余力を減殺させるような心配があるのでありますか。ありますので、この法案を成立させるには、確実に御予定に

なつておるような優先株なり出資が受けられるという本当の御確信がないと、非常に迷惑を受けることになります。

せんかと思う。その点をもう一度お聞かせください。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金の出資の具体的金額につきましては、未だ関係方面的最終的指示がないのでございますが、最近の長期資金の不足

といふことに對応いたしますために、

この法案に盛られておりますような行

き方をとるということにつきましては、常時關係方面とも連絡をとりまし

て進行して参つたのでござりますか

います。

○森下政一君 そうしますと今大蔵省

の方で大体予想しておいでになり、關係方面的了承を得られると思われる見

返資金による優先株の引受というもの

は、ここに示してある五十二億になる

わけでありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 五十二億、

総計五十二億を希望しております。

○森下政一君 そうするとこれはです

が、それで活動の分野を異にしてお

ります。だここに計画しております五金融機関

はこれに積極的な干渉はいたさないこ

とに相成つておるのでござります。た

だここに計画しております五金融機関

が、そういう大企業だけが恩恵に浴し

かわしい点なんですが、そういう欠陥

を補う点においても望ましいと思う

ものが今日ないといふことが非常に數

いは特に今度始まります勧業銀行方面

の不動産抵当貸付、これは結局中小企

業等に相当の貢献をなすものであるの

でござりますが、それ／＼各種の機能

を持つております金融機関に対して、

こういう措置を講じまして資金を供給

いたすのでありますから、これらの金

融機関がそれ／＼得意とする、或いは

専門とする方面に活動いたしますなら

ば、各方面の資金需要を充たすことに

相成るかと考えるのでござります。た

だ専門機関の内面指導といふような

ことにつきましては、当局といたしま

ば、各方面の資金需要を充たすことに

いたしまして、長期資金を長期融資の

方に廻すといふふなことになります

まして、これを供給する途が欠けてお

るというギャップがあるわけござい

ます。これらを埋めようとするの

が、この法案並びにこの運営に期待し

ておるところでございます。

○森下政一君 大体その点は了承しま

したが、私の憂えますことは、将来で

すよ、将来普通銀行のうちでも大銀行が債券を発行いたしまして、長期金融もやるという気持は起つております。つまり言い換れば非常に迷惑を受けることになります。

○森下政一君 もとより、そ／＼する

ことには、最近の長期資金の不足

といふことに對応いたしまして、

これが當該銀行の選択に

なります。美質的に、かくのことく

にしてできた発行余力で、どういう方

面に融資をして行くといふうこと

について、政府は何らこれに

対して要望するとか、要請するとか、

ことはできないわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 銀行の融資

につきましては、只今の建前では政府

はこれに積極的な干渉はいたさないこ

とに相成つておるのでござります。た

だここに計画しております五金融機関

が、そういう大企業だけが恩恵に浴し

かわしい点なんですが、そういう欠陥

を補う点においても望ましいと思う

が、それが今日ないといふことが非常に數

いは特に今度始まります勧業銀行方面

の不動産抵当貸付、これは結局中小企

業等に相当の貢献をなすものであるの

でござりますが、それ／＼各種の機能

を持つております金融機関に対して、

こういう措置を講じまして資金を供給

いたすのでありますから、これらの金

融機関がそれ／＼得意とする、或いは

専門とする方面に活動いたしますなら

ば、各方面の資金需要を充たすことに

いたしまして、長期資金を長期融資の

方に廻すといふふなことになります

まして、これを供給する途が欠けてお

るというギャップがあるわけござい

ます。これらを埋めようとするの

が、この法案並びにこの運営に期待し

ておるところでございます。

○森下政一君 大体分かりました。

そこで外の委員の若し御同意が得られる

ならば、甚だ御迷惑かも分からんが、

この機会に本法案とは直接關係ない

が、今日あたりの新聞を見ますと、い

よいよ中小企業を専門的に対象とする

銀行ができるらしいのですね。それ

が、つまり今政府の構想をこの機会に

承わりたいと思うのですがどうでしょ
う。〔賛成〕と呼ぶ者あり)

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業に
対する金融の疏通の問題につきまして
は、当局といたしましては中小金融専
門の金融機関を、現在ございますも
の、即ち例えて申しますれば商工中金
とか或いは規模の小さい無盡会社と
か信用組合、こういうものの機能を
発生せしめます外に、普通銀行につき
ましてもできるだけすべての方にも
活動せしめますように指導しておる次
第でございますが、まあそういうよう
な意味合いで地方銀行等におきまして
はその取扱う対象がおのずから中小企
業相手というものが多いかと存ずるの
でございますが、現在最もこの点にお
いて不便を感じておりますのは、やは
り何と申しましても大都市におきます
中小企業金融であると思うのでござ
います。大都市におきましては原則と
して大銀行の本店、支店しかない。
これらにつきましては大銀行の性質上
比較的大口の金を取扱うといふことで
ございまして、中小金融といふものは
面倒を見たくても、その性質上おのず
から限界があるのではないかというふ
うに考えました次第でござります。そ
こでこの中小企業の対策といたしまし
ては、一つの方面といたしまして、こ
の大都市における中小企業を取扱う銀
行の各支店におきまして大金融を扱つ
て貰いました。即ち大銀

小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。
この意味でこのたび具体案もできたの
でございますが、差当つて東京、大阪、名古屋、神戸という都市におきま
して、十一大銀行の店舗三十五店舗ばかりを配置転換によりまして、新規設
置を認めるにいたしました。で、ここにおきましては、大体三百万円程
度以下の小口金融のみを専ら扱わしめ
るという方針でござります。併し又これだけでも尙まだ打つべき手は足りない
のかと考えまして、次に考えました
ことは、東京、大阪あたりの大都市におきまして、一つの中小金融専門の銀
行を拡えるという考え方でございま
す。この中小専門の金融銀行を拡える
ことは、着想是非常に結構なことでござ
いますが、実際問題としては、誰が
出資するか、又銀行を拠えました後に
おきまして、果じて預金の吸收が十分
にでき、そうして貸出しに廻す金ができ
るかどうかという点なのでございま
す。これらの点がござりますので、これ
は是非ともその新銀行ができる後
においては、他の大銀行がこれを相当
資金的に援助するなりその他補助手段
が必要とするわけでございます。こう
いうような情勢に立至りましたので、
一つまあ商工會議所あたりに音頭を取
り思ひたわけでござります。即ち大銀
行の各支店におきまして大金融を扱つ
て貰いました。即ち大銀

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。
この意味でこのたび具体案もできたの
でございますが、差当つて東京、大阪、名古屋、神戸という都市におきま
して、十一大銀行の店舗三十五店舗ばかりを配置転換によりまして、新規設
置を認めるにいたしました。で、ここにおきましては、大体三百万円程
度以下の小口金融のみを専ら扱わしめ
るという方針でござります。併し又これだけでも尙まだ打つべき手は足りない
のかと考えまして、次に考えました
ことは、東京、大阪あたりの大都市におきまして、一つの中小金融専門の銀
行を拡えるという考え方でございま
す。この中小専門の金融銀行を拡える
ことは、着想是非常に結構なことでござ
いますが、実際問題としては、誰が
出資するか、又銀行を拠えました後に
おきまして、果じて預金の吸收が十分
にでき、そうして貸出しに廻す金ができ
るかどうかという点なのでございま
す。これらの点がござりますので、これ
は是非ともその新銀行ができる後
においては、他の大銀行がこれを相当
資金的に援助するなりその他補助手段
が必要とするわけでございます。こう
いうことを懸念して、一つの方法といたし
ました。即ち大銀

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。
この意味でこのたび具体案もできたの
でございますが、差当つて東京、大阪、名古屋、神戸という都市におきま
して、十一大銀行の店舗三十五店舗ばかりを配置転換によりまして、新規設
置を認めるにいたしました。で、ここにおきましては、大体三百万円程
度以下の小口金融のみを専ら扱わしめ
るという方針でござります。併し又これだけでも尙まだ打つべき手は足りない
のかと考えまして、次に考えました
ことは、東京、大阪あたりの大都市におきまして、一つの中小金融専門の銀
行を拡えるという考え方でございま
す。この中小専門の金融銀行を拡える
ことは、着想是非常に結構なことでござ
いますが、実際問題としては、誰が
出資するか、又銀行を拠えました後に
おきまして、果じて預金の吸收が十分
にでき、そうして貸出しに廻す金ができ
るかどうかという点なのでございま
す。これらの点がござりますので、これ
は是非ともその新銀行ができる後
においては、他の大銀行がこれを相当
資金的に援助するなりその他補助手段
が必要とするわけでございます。こう
いうことを懸念して、一つの方法といたし
ました。即ち大銀

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。
この意味でこのたび具体案もできたの
でございますが、差当つて東京、大阪、名古屋、神戸という都市におきま
して、十一大銀行の店舗三十五店舗ばかりを配置転換によりまして、新規設
置を認めるにいたしました。で、ここにおきましては、大体三百万円程
度以下の小口金融のみを専ら扱わしめ
るという方針でござります。併し又これだけでも尙まだ打つべき手は足りない
のかと考えまして、次に考えました
ことは、東京、大阪あたりの大都市におきまして、一つの中小金融専門の銀
行を拡えるという考え方でございま
す。この中小専門の金融銀行を拡える
ことは、着想是非常に結構なことでござ
いますが、実際問題としては、誰が
出資するか、又銀行を拠えました後に
おきまして、果じて預金の吸收が十分
にでき、そうして貸出しに廻す金ができ
るかどうかという点なのでございま
す。これらの点がござりますので、これ
は是非ともその新銀行ができる後
においては、他の大銀行がこれを相当
資金的に援助するなりその他補助手段
が必要とするわけでございます。こう
いうことを懸念して、一つの方法といたし
ました。即ち大銀

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。

おいて、或いは金融機関においてもで
ておる傍ら中小金融も取扱うというこ
とであれば、どうもこの辺の取扱の手
心というものが、中小企業に対しても十
分痒いところに手が届くというわけに
は参らんということがあります。しかし
このことを懸念して、一つこの際中
小金融専門の店舗を拡充してみたら
どうかということなのでござります。

ざいます。

○板野勝次君 そうしますと、問題は

見返資金の性格というものがどうも

我々もはつきりしないので、大体見返

資金に対しては債務の償還計画とい

ふうなものは政府は考へておるわけな

いんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 見返資金の

出資に対しましては、優先株式償却計

画書なるものを作成せしめまして、こ

れを検討いたしまして見返資金を出資

するわけでございます。

○板野勝次君 そのことは分つておる

のですが、全体としての援助資金とし

て来ておるもののが、大体一九五二年に

は打切られるわけですね。そうします

と、その後における援助資金のアメリ

カに対する償還計画といふものなしに

は見返資金というものの性格が分らず

に、これが優先株式にも入つて来ると

いうのでは、どうも不安ですから、そ

ういう見返資金というものの性格が、

一体も、貰つてしまふのか、返すとす

れば償還の計画というふうなものがは

つきりして来ないと、ただ銀行等の債

券発行等に関する法律案の中にこれが

出て来ましても、基をなして、いるもの

融機関としてもその点何の懸念もない

ものであらうと考えております。

○板野勝次君 それは懸念がないとい

うだけで、少しもその不安が解消され

ておるということにはならないと思う

のです。

○政府委員(舟山正吉君) 金融機関の

側におきましても、今度の法律の内容

となつておりますように、自己増資が

途が認められているのでございまし

て、金融機関いたしましても資本の

蓄積状況その他によりまして、できる

だけ早く自己増資をいたしまして、そ

のときには優先株式の償却に努めると

いうことに相成るかと考えます。

○板野勝次君 そうしますと、その償

却計画の問題と併せて、この優先株式

の形で入つて来る見返資金というもの

が相当な比重を占めて来るから、一応

そういう発言權もないようなことを掲

げていますけれども、銀行を動かして

行くのに見返資金の持つ比重というの

は非常に大きくなつて来るといふこと

にはなりますね。

○政府委員(舟山正吉君) 法案にも盛

られておりますように、優先株式につ

中に議決権がないということが掲げら

れておりましても、見返資金というも

のがつまり無條件に入つて来ておるの

じやなくして、つまり償却計画書とい

うものが作られて償却されて行かない

ればならない。従つてその銀行を通し

て融資される場合においても何らの紐

が付かない、全く白紙のままだという

が、それは全く白紙であつて、銀行が

勝手に使えるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) この金融機

関の側にとりましては、株式によりま

して集めた資金であると、或いは社

債発行で集めました資金であると、

これはそれらの資金を適当方面に運用

して行くということは全く同列の問題

である、こう考えております。

○板野勝次君 それは全く銀行が自主

的に運営できるというわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) さように存

じます。

○理事(黒田英雄君) 他に質問ござい

ませんか。御質問なければ質疑終了と

して討論に入ります御異議ございま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○板野勝次君 もよろとまだそれを待

つて貰いたいのですが……

○理事(黒田英雄君) 速記を止めて下

ります。〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて。

御異議ないようありますから、それ

ではこれより……

○板野勝次君 もうちよつと質問さし

て貰いたいんですが、優先株式の償却

の計画……

まり、沢山な見返資金五十二億が入つ

てることによつて間接につまり議

決権はないけれども、ない見返資金に

よつて自然に償却計画書というものが

組まれて来るから、銀行の経営の上に

は大きな重圧にならない筈はないとい

うわけですね。あなたはそういう危険

があるかも知れない、そういうふうに

考えられるというふうに非常に消極的

に言われておりますけれども、そういう

うふうになつて来れば、勢い資金計画

等につきましても、普通の事業の状態

やいろいろなものには入つて来ない。

聊かの干渉もするといふことは考えて

おらないのです。ただ銀行といふことには

たしまして取扱う資金量が非常に多く

なつて、その運営に從来よりも責任が

加わるといったような意味であるなら

ば、正にそういうことは或いは言える

かとも存ずるのであります。

○板野勝次君 従つてそういう危険は

あるというわけでしようね。

○政府委員(舟山正吉君) どういう危

険かよく分らないのでございますが、

どういう御趣旨でございましょうか。

○板野勝次君 さつきから聞いておる

は適正に取らなければならぬ、誤つたものであつたならばもう可及的速かに訂正する、こういう考え方であるのです。

○板野勝次君 これは大蔵大臣も御存査によりまして、中小企業の窮乏しておる主要な原因といふものが税金であつて、そしてこの重税のため現在の中小企業の倒壊、破産、自殺者が続出する、これはまあいわゆる池田放言で有名になりました大臣も、その五人や十人の自殺者が出ても構わんと言われたような事実状態にあるし、農村窮乏も又極点に達しております。そして娘の身売りが続出するというふうな事情を恐らくお知りになつておられると思うのです。中小企業や農村の金詰りというものもむしろ税金を强行に取立てて行く、つまり購買力は低下して来ているし、いろいろな面から非常に経済界が危機を告げているときに、税金を取立てて来ておる、そういうふうにお思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 先程の御質問の申告納税の分は、三月十日現在におきまして、千百四十五億九千万円入っております。予算は千七百三十億一千五百万円で、十日までは五百六十億ばかりの予算に対しても不足であります。その後又相当入つていてと見ております。

次に各方面の金詰りの問題でございまするが、これはもう長い間のインフ

レから経済の安定に入りますときには、いろいろな困難な問題が起るのであります。金詰りの声が多いのであります。

○板野勝次君 これは大蔵大臣も御存査によりまして、中小企業の窮乏しておる主要な原因といふものが税金であつて、そしてこの重税のため現在の中小企業の倒壊、破産、自殺者が続出する、これはまあいわゆる池田放言で有名になりました大臣も、その五人や十人の自殺者が出ても構わんと言われたような事実状態にあるし、農村窮乏も又極点に達しております。そして娘の身売りが続出するというふうな事情を恐らくお知りになつておられると思うのです。中小企業や農村の金詰りといふものもむしろ税金を強行に取立てて行く、つまり購買力は低下して来ているし、いろいろな面から非常に経済界が危機を告げているときに、税金を取立てて来ておる、そういうふうにお思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○板野勝次君 従つて大蔵大臣はですね、そういう金詰りといふものが税金の取立てから来ておるかどうかという点についてはお答えがなかつたと思うのですが、そういう税金の取立てから来ておるかどうかといつての見解を伺いたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 税金の取立てから金詰りの來ている方もあると思います。併しこれはもう全般的な問題でございまして、税金のみから来たところに、お思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○板野勝次君 先程大蔵大臣は表情に即して決定されたと言われました。が、今の五百六十億ですか、納まつてないのが五百六十億…、これでは今の実情からして見て到底中小企業や農村ではもう拂える拂えないとか…まで欲しかったといふのではなくて、もう拂えないとおもつておられます。

○国務大臣(池田勇人君) 申上げました條文は、現在のこの第二

期六ヶ月間に二千億円の貸出、こういふふうな数字になりまして、インフレを抑えつつ、できるだけ金詰りの緩和に努めているような状況であるのであります。

○板野勝次君 従つて大蔵大臣はですね、そういう金詰りといふものが税金の取立てから来ておるかどうかという点についてはお答えがなかつたと思うのですが、そういう税金の取立てから来ておるかどうかといつての見解を伺いたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 税金の取立てから金詰りの來ている方もあると思います。併しこれはもう全般的な問題でございまして、税金のみから来たところに、お思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○板野勝次君 先程大蔵大臣は表情に即して決定されたと言われました。が、今の五百六十億ですか、納まつてないのが五百六十億…、これでは今の実情からして見て到底中小企業や農村ではもう拂える拂えないとか…まで欲しかったといふのではなくて、もう拂えないとおもつておられます。

○国務大臣(池田勇人君) 申上げました條文は、現在のこの第二

期六ヶ月間に二千億円の貸出、こういふふうな数字になりまして、インフレを抑えつつ、できるだけ金詰りの緩和に努めているような状況であるのであります。

○板野勝次君 従つて大蔵大臣はですね、そういう金詰りといふものが税金の取立てから来ておるかどうかという点についてはお答えがなかつたと思うのですが、そういう税金の取立てから来ておるかどうかといつての見解を伺いたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 税金の取立てから金詰りの來ている方もあると思います。併しこれはもう全般的な問題でございまして、税金のみから来たところに、お思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 先程大蔵大臣は表情に即して決定されたと言われました。が、今の五百六十億ですか、納まつてないのが五百六十億…、これでは今の実情からして見て到底中小企業や農村ではもう拂える拂えないとか…まで欲しかったといふのではなくて、もう拂えないとおもつておられます。

○国務大臣(池田勇人君) 申上げました條文は、現在のこの第二

期六ヶ月間に二千億円の貸出、こういふふうな数字になりまして、インフレを抑えつつ、できるだけ金詰りの緩和に努めているような状況であるのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 従つて大蔵大臣はですね、そういう金詰りといふものが税金の取立てから来ておるかどうかという点についてはお答えがなかつたと思うのですが、そういう税金の取立てから来ておるかどうかといつての見解を伺いたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 税金の取立てから金詰りの來ている方もあると思います。併しこれはもう全般的な問題でございまして、税金のみから来たところに、お思いになつておるかどうか、その点を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 先程大蔵大臣は表情に即して決定されたと言われました。が、今の五百六十億ですか、納まつてないのが五百六十億…、これでは今の実情からして見て到底中小企業や農村ではもう拂える拂えないとか…まで欲しかったといふのではなくて、もう拂えないとおもつておられます。

○国務大臣(池田勇人君) 申上げました條文は、現在のこの第二

とをやらなければ本当に適正な調査ができる、ということだと思いますので、従来と同じような搜索ができるようになります。その代り女子をして立会わしめることで、立会の辺は従来と比べまして人権擁護の見地から新刑事訴訟法に合せまして制限規定を設けた次第であります。

○板野勝次君 併し只今の説明ではたゞ具体的にしたと、いだけで、身体の捜索を二十歳以上の成年の婦女子をして立会わせるということになつておつても、止むを得ない場合には直接やれるということになつておるのをございましよ。そうして見るとやはりそれが濫用されて来て、殊に税金が重いからいろいろなことが起ると思うのです。それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

それから五百六十億の現在赤字があるが、是が非でも取立てようとは思わないと言われましても、取締におきましても、それがやはり割当課税になつて押さえられるわけであります。そうすればどの程度かの緩和措置を大蔵大臣の

名において、こういうふうに具体的措置はとらるべきだ、というふうなことが、税務署に通牒でも行かない限りは、大蔵大臣の意思にも拘わらず、この程度のものは是非とも取立てなくちの辺は従来と比べまして人権擁護の見地から新刑事訴訟法に合せまして制限規定を設けた次第であります。

○板野勝次君 併し只今の説明ではたゞ具体的にしたと、いだけで、身体の捜索を二十歳以上の成年の婦女子をして立会わせるということになつておつても、止むを得ない場合には直接やれるということになつておるのをございましよ。そうして見るとやはりそれが濫用されて来て、殊に税金が重いからいろいろなことが起ると思うのです。それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

第一番の五百六十億、三月十日現在でござります。只今ではどのくらいになつておるか分りませんが、四百億ぐらいの赤字であろうと思いますが、これは先般の國税局長会議の時にも、私言つておるのであります。國税局長は適当な方法を以て税務署長に伝えておると考えておる次第であります。

官吏は考へるに違いないと思うのですが、具体的に一つ、どの程度までどうぞ、大蔵大臣の意思にも拘わらず、この程度のものは是非とも取立てなくちやならん、こういうふうに末端の税務官の立場に知らして頂きたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つております。それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうしてもそこまで明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうでも明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今 日本の租税が決して軽いとは思つておらず、それをどうでも明示することによつて基本的人権までも躊躇して行かなければならんといふ蔭には、今の税金が重いという点が出て来ると思うのです。従つてこういうふうな国税犯則取締法を改正する理由は毫もないと思います。それに対してもう一つ大蔵大臣の見解を質して置きたいと思います。若しもそれならば止むを得ない場合に、直接税官吏がやられるというふうな規定をお設けになる必要はない筈であります。

の方面には逆に所得が殖えておる、このことの計算の上に立つて、経済の実情は逆に所得が減らなければならぬのに殖えて来ておる。そうすると多少基礎控除の額が引上りましても、所得が水増しに課税されて、逆に国税の場合においても増徴されるという結果がすでに政府の予算説明書のうちから出て来てる。それは矛盾しておると思う。それに対して……

○國務大臣(池田勇人君) 議論においてそういう打合せをしたことほどございません。ただずっと以前からアメリカに来たらどうかという友人はおりました。その程度でございます。

○板野勝次君 それでは全く特別その御意思は今のところないと考えておるのかどうかということと、若し併し訪米されるということになれば、再びドッジ氏に日本に来て貢う、こういふことを要請される御意思があるか、又おいでにならんとしても、ドッジ氏に再来日の懇請をされるお気持ちがあるのかどうか、それも承わりたい。

○國務大臣(池田勇人君) そういうことは申上げない方がいいと思います。私は行きたいと思つても、行けるものではございませんし、又行きたくないと言つても行くような場面になるかも知れません。若し行った場合にどうすれば行かねばならないと思われるのです。従つてドッジ・ラインを修正するならば、当然税制改革といふものは殆んど断定していいのぢやないかと思うのです。従つてドッジ・ラインを修正するならば、当然税制改革といふものもある。根本的に立て直さなければならぬと思われるのです。立てる直さないとしますると、金融財政政策には致命的な矛盾がどうしても起つて来るし、そういうものがあるのだと言わても仕方がないと思うのです。それが、それらに対する見解を承りたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申上げますと、政府はこれを変更する意思を遣するということが三月二十三日の朝日新聞に報道されておるので、これは大蔵大臣は本当に訪米されるのでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) そういふことを私は申上げたことはありません。そういうことは決まつておる問題ではないのでござります。

○板野勝次君 これは新聞でしばらく出ておるのですが、全く火のないことには訪米されるというようなことについて閣議で打合せもなさらなければ、いろいろな機会でそういうことをやられることはないという意味なんですか。

適動向によりましていろいろな手を、思つてそういう打合せをしたことはございません。ただずっと以前からアメリカに来たらどうかという友人はおりました。

それが、私の記憶違いかも知れませんけれども、四月以降から秋にかけて恐慌が進展する、そして中小企業の倒産が続出して大企業も潰れるものがあ

る。こういうことが声明されたように思つて、そうしますと四月以降中

新株を引受け、丁度今日採決されたのですが、銀行等の債券発行等に関する法律案を提出されておる。これは明らかに信用インフレを巻き起して、そろしてドッジ・ラインと明らかにこれは矛盾対立するものだと思われる。従つて政府はドッジ・ラインの修正といふものの必要を、そういう面から見てうものを感じになつておられるに違ひない。これは殆んど断定していいのぢやないかと思うのです。従つてドッジ・ラインを修正するならば、当然税制改革といふものもある。根本的に立て直さなければならぬと思われるのです。立てる直さないとしますと、金融財政政策には致命的な矛盾がどうしても起つて来るし、そういうものがあるのだと言わても仕方がないと思うのです。それが、それらに対する見解を承りたいと思います。

○國務大臣(池田勇人君) 先程申上げましたが、政府はこれを変更する意思を全然お持ちになつておらないのでありますか。

○國務大臣(池田勇人君) ドッジ・ラインを変更するといふ話があるようですが、金融機関等のあの構想をやつて参りまして、ドッジ・ラインを修正するものとは私は考えておりません。又それをやるからと言つて信用インフレによるならば、吉田内閣の政策といふより外には方法はないと思う。従つてこれを本当に今今の危機を救つて行くと思います。又ドッジ・ラインを修正して來るならば、吉田内閣の政策といふものが、一大方向転換をしなければならない運命を持つておると思う。若し今は御迷惑と思うのですが、お許しが頂けますならば大蔵大臣にこの機会にお尋ねしたいのです。二十四年度の予算が期的的な超均衡予算であるといふことは、これはもう誰しもが認めておるところであります。政府は二つの狙いを持つておられたと私は思う。一つはこれによつて、昂進して止まないインフレを抑えて行こう、と同時に今度は輸出貿易を振興するという挺子入を以て、国内の有効需要も振起していく。そして日本の経済を向上せしめて行きたい、こういう大体二つの狙いを持つた予算であつたと私は思つて行きます。そこで、これがためにはいろ

うと思つたが、四月以降から、或いはこゝに所感を聞いて置きたいと思います。國務大臣(池田勇人君) 私は今年の十月頃より大企業も或いは中小企業も倒産破滅が続出するというふうには考えておりません。又そういうことのないよう日々努力いたしております一人であるのです。私は今年、今御審議願つております予算案、この税制案を通過せしまして、早急に予算実行等をやつて行きますれば、他の金融施策、産業施策と相俟ちまして、そういうことはないという見通しを持つておるのであります。

○委員長(櫻内辰郎君) やよつとお詫びいたしますが、大臣は三時頃までしかここにおいてになれないそうですから、その間において皆様の御質疑がでござましたら御質疑を願いたい、こう考えますから……

○森下政一君 大蔵委員会でこういうことをお尋ねするのは甚だ他の委員諸君には御迷惑と思うのですが、お許しが頂けますならば大蔵大臣にこの機会にお尋ねしたいのです。二十四年度の予算が期的的な超均衡予算であるといふことは、これはもう誰しもが認めておるところであります。政府は二つの狙いを持つておられたと私は思う。一つはこれによつて、昂進して止まないインフレを抑えて行こう、と同時に今度は輸出貿易を振興するという挺子入をして行くのがドッジ・ラインだと思つております。そのためには経済界の推銀の総裁が、これは前に新聞紙に出ておりました

な批判が行われましたけれども、第一段の方の目的は、いろいろ政府が、極端な通貨の膨脹に対する圧力を加えられたといふことが見事に成功して、通貨を抑制するという面は私は鮮やかに成功したと、こう思ひます。二十四年度が殆んど終了する今日になりまして、過去一ヶ月間の実績を振り返って見て、この面は政府の所期通りの成果を収めている。これは誰しもが異論のない筈である。思い切った政策であつて、よくぞインフレが、通貨の面においては確かに收めることができた。誰しもがこう思つておられるのであります。

ただ併し大蔵大臣も日夜憂えておられるということがあります、年度末になつて振返つて見ますと、前段の

目的は確かに達成したけれども、予算自体の中に包藏しておる原因とは言ひませんけれども、外國貿易は予算編成

当时恐らくは想定しておられるだろ

う他の原因のために思つて進展しなかつた、こういふ事情はあると思ひます。例えばボンド価の切下げなんてこ

とが起りましたが、これらのこととは当然何とか处置をすることができる、対応策を講ずることができるにいたしま

しても、世界的な生産過剰、従つてどのようなふうな事情が発生したということ

の市場に対しても日本品の輸出といふことがなか／＼思ひに行かないといつていいんじやないか、そうすることに

よつて、令旨二十四年度の年度末に我々の前に展開されておる日本経済の好ましからざるところの情勢といふもの

は、「二十五年度においてはこれは刈取

ることができる。こういふうちに私は思ひます。それは例えば債務償還と

いうものを一千二百億やるならば、一般会計からする分でも、或いは見返資金

からする分でも四百億乃至五百億とい

か、従つて部分失業、或いは完全失業

が段々殖えて来るといふことが起つて参りまして、そういう好ましく

ありますが、私はこう考えておるの

であります。お詫び通りに大体インフ

レは止まつて参ります。併し危険はな

いことはございませんが、大体もうう

ソフレは止まつて参る。そこで昭和二

十四年度予算編成のときに、インフレ

を止めることと、それから又輸出貿易

が段々殖えて来るといふことが起つて参りまして、そういう好ましくありますが、私はこう考えておるの

が想像することができなかつた事情によつてのみ誘致された現象であつて、それが累積して今日に至つておるのかと思ひます。一部私はこの二十四年度予算自体の中にこういう現象が必然的に起つて来るのも止むを得ないものがあつたのではないか。それは何かと言えば、結局第一段の目的を達成するための、通貨面に對して極端な圧力を加えられたということが、勢い中小企業が進展しない、倒産せざるを得ないと

ある。そこで二十五年度の予算といふものが、二十四年度から一貫して同じ方針で編成されておる。もとより例えあるにいたしまして、第一段の目的を達成するために加えられた施策といふことを行なつて来たんじやないか。そこで二十五年度の予算といふものが、二十九年度より遙かに殖やして計上されておるといふな面は、若し米国からの援助が打ちられるといふことになつて来たんじやないか。

そこで二月の状態は大体ボンド地域に見えました。そのために非常な逆転を行なへばならないといふな御説明も承つておるのでありますけれども、私はこの際に謙虚な氣持で政府が謙虚な気持で反省されて、一部は私は修正され持つておるのであります。

そこで御指摘の債務償還の問題でございますが、これは私はアメリカの援助が大体におきまして、できるだけ減税をして国民の生活水準を上げつつ、又将来のことを考へて産業復興の土台を作つて行く、或いは又向うからの援助の分を直ぐ減税に使わずに、将来を見越して償還をして行く、こういう二つを私は考へておるのであります。減税をせずに債務償還ばかりやつたならば、そういう非難を受けるのも仕方がないと思ひます。それが、減税やつたのであります。そうして又有効需要を減らすには債務償還ばかりやつたのであります。そこで一月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。

そこで二月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。そこで一月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。そこで一月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。

そこで二月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。そこで一月の状態は大体ボンド地域に見えたした結果が本年一月になりましたが、これは月二千五百万程度予定しておつたのが非常に買控えをしておつたといふことが分つたのであります。

〇國務大臣(池田勇人君) 誠に御尤も御意見で、傾聽すべき点があるのであります。私はこう考えておるの

であります。お詫び通りに大体インフレは止まつて参ります。併し危険はな

いことはございませんが、大体もううソフレは止まつて参る。そこで昭和二

十四年度予算編成のときに、インフレを止めることと、それから又輸出貿易

して余裕を以て債務償還をやろうとするのです。この債務償還も私の考え方では、今御審議願つておりますが、金融機関の再編成によりまして、

そうしてこれが特殊銀行へ長期資金を集め、そうして長期資金を集めるのは誰が主体になるか、それは債務償還したもののが、債務償還をして銀行と預金部のものが、今度は長期金融資金として銀行債を引受け、長期の銀行債ができましたならば、これによつて輸出振興策の方へ持つて行くとか、預金部のものが、今度は長期金融資金として銀行債を引受け、長期の銀行債ができましたならば、これによつて輸出振興策の方へ持つて行くとか、

考えておるのであります。私はとにかく二十四年度において大体インフレは止め得たと考る。そこで二十五回度におきまして、ドッジ氏が二十四年度の減税は聽かなかつたのを、二年十五年度は承認して呉れる。そして或る程度の債務償還をする。これを産業復興資金の方へ持つて行くのであります。そ

うして私は最も沢山減税をしたいという信念を持つておる一人であります。これが最も沢山減税をしたいといふのであります。然るに一般の市中銀

なたしております。然るに一般の市中銀は四十億とか五十億、六十億の金をければならん、こういう考で、今年は国税におきましては九百億、地方税におきましては四百億、実質的には五百億、来年度は地方税におきましても増税しない、國税においてはできるだけ減税していく、そうして今年の二十五年度の政策をもつと強くやつて行きたい。これが自立経済に向つての財政経済施策であると私は考えておるのであります。

○森下政一君 只今承わりましたことの中で、債務償還をしたものが今度は銀行債を引受けた。こうおつしやつたのは例のなんですか、今朝午前中にここで可決したのですが、銀行等が発行

する債券、そのことを意味しておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) さようですが、一般普通銀行なんかも、太銀行も債券を発行することが可能なわけですが、実質的にそういうふうな発行の余力を大銀行や市中銀行が持つてゐるものかどうかということを銀行業者に尋ねたのですが、今そうはない。恐らくむずかしいのではないか。そこで予想されたものは三銀行と二金庫、その五つだ。そうして而も一応の只今の計算では五十二億くらいの債券発行は可能じやないかといふうな話を聞いてゐたのですが、そんなものでしようか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体その通りでございます。で、御審議願いまして中途でお分り願えますように、大体資本金の二十倍といふものを限度といたしております。然るに一般の市中銀行は四十億とか五十億、六十億の金を持つております。従いまして千六百億で、六十億を持つておるところで別におきまして四百億、実質的には五百億、来年度は地方税におきましても増税しない、國税においてはできるだけ減税していく、そうして今年の二十五年度の政策をもつと強くやつて行きたい。これが自立経済に向つての財政経済施策であると私は考えておるのであります。

○森下政一君 大蔵大臣の企図されるところは大体私もよく分るのであります。殊に只今お話のように、貿易が所持の目的通りに進展しつつあり、いつかも不村委員対してのお答えだった。かくしておられるところでは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところでは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。かくしておるのところは大蔵大臣のところは大体私もよく分るのであります。

○木内四郎君 今私が伺つたのは、私は頂いたこの「十五年度予算の説明」これは改訂版でけれども、第一回に頂いた中に、この見返資本の運用のこと、私企業支出が四百億、それから公企業の支出が四百億、債務償還が五百億、経済重建及び安定資金二百

億あります。又別に商工中金は五億円にする準備ができました。それから又に進展して行くならば、中小企業といふものが今日のような状態に陥る筈はないのじゃないかというふうに思われます。どうもそこに解せんところがあるのであります。一面においてはそれだけ大臣の予想される通りに進展して、而も中小企業が金詰りである。これはどういうわけなんでしょう。

○国務大臣(池田勇人君) これは時間的ズレでございます。それから金詰りについて参ります。これを土台といたしまして、政府の債務償還をしたのがどう二百億となります。こういうことになります。これを土台といたしまして、政府の債務償還をしたのがどう五百億となります。こういうことになります。それで三銀行と二金庫、その五つだ。そうして而も一応の只今の計算では五十二億くらいの債券発行は可能じやないかといふうな話を聞いてゐたのですが、そんなものでしようか。

○国務大臣(池田勇人君) これは時間的ズレでございます。それから金詰りについて参ります。これを土台といたしまして、政府の債務償還をしたのがどう五百億となります。こういうことになります。それで三銀行と二金庫、その五つだ。そうして而も一応の只今の計算では五十二億くらいの債券発行は可能じやないかといふうな話を聞いてゐたのですが、そんなものでしようか。

○木内四郎君 ちょうど今その問題に關連して一つお伺いして置きたいのですが、第一回の予算の説明書類を頂いておりまして、その中に見返

して日本貿易というものは進展して行く、そうするとおつしやるような工作で返せぬよう人が金で困つておる。ああいうことになつてはインフレになつてしまふのであります。そこでやはり相手を見ながら適當な金を適當なところに流すと、こういうようにせざるを得んと思ひます。

ますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは法律上は国庫関係だけでござりますて、民間の取引には適用がございません。併し国の現在の経済における地位といふものは非常に高いものでございますからして、どうしても国庫の方でこういう方法をとりますると、逐次民間の方にもそれが影響して参りますて、まあ相當期間を置きますると、結局この円以下の少額の全額計算というものは殆んど要らなくなつてしまつというふうに見込んでおります。これは前回の厘位を切捨てましたときも同様でございまして、あの際にも特に貨幣法といふものをいじりませんで、国庫の出納金の端数を切捨てるという方法を用いて参ったのです。結局民間の方の取引と思ひますが、民間の方の取引については法律上の根拠がないのだから、これを切捨てたり切上げたりするといふことはできないのではないかとうか。たとえ国のがこういうことになつたからこれに做るべきだといっても、做おうとしても、法律上の根拠がないとやはり円未満、或いは更に極端に言えば現在は厘は切捨ててゐるにしても、厘未満までやらなきならんといふようになることはないであります。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやる通りでござります。ただ将来に亘つては契約その他によりまして、結局そういう端数を生じないような契約の仕方

をやりますし、且つ又価格の今後の決め方等におきましても、結局これらを前提にいたしましていろいろな価格が決まって参りますので、将来においては、依然として切捨てをする事にづきましては勿論法律上の根拠がございまして、当事者間商取引で常時取引をしておるといふ場合には、なかなかいつまでも切捨ては切上といふことにはならないと思います。ただ段々なくなつて来る。過去の分につきましては勿論法律上の根拠がございませんので、直ちに切捨ては切上といふことにはならないと思ひます。ただ当事者間商取引で常時取引をしておるといふように見えるところでは、いろいろな意味で実際上調整ができるかと思つております。

○木内四郎君 これは今お話になつたのですか。○政府委員(佐藤一郎君) これはごく簡単に説明しますが、これつて実際に契約その他でできるのですけれども、何か一般にこれと同様ようなことを規定するについては支障があつたのです。

○政府委員(佐藤一郎君) これはごく簡単に説明しますが、これつてはこの総額で先づこれを適用してしまいます。そうして今度はその総額の中で分割しますとおのづく端数が出ます。仮に三回に分けて端数が出ますと、その二回、三回分を全部一回に繰上げてしまうのです。ですから二回と三回の端数と一回の端数と皆出ます。仮に半端が出来たものを全部合計してしまいます。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。そこで、最初の分で取りまとめてしまいますから、全部端数がなくなるということになるのです。

○油井賢太郎君 成る程そうです。○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。御質疑がありませんければ質疑を終局として討論に入ることに御異議ありませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は解散団体

の財産收入金特別会計法案を御審議願います。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと速記を止め頂きたいのですが……○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めます。○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと速記を止め頂きたいのですが……○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めます。

〔速記中止〕
○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(櫻内辰郎君) それでは採決をいたします。国庫出納金等端数計算法案を原案通り可決することに賛成の金特別会計から貿易特別会計へすでに

お方の御拳手を願います。
〔總員举手〕

どのくらい繰入れであるのですか。
○政府委員(佐藤一郎君) 全然繰入れておりません。

○本内四郎君 それから外国貿易特別会計の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はありませんか。

○油井賢太郎君 端数切捨てした額を又分割して拂うというような場合、幾回かに分割するといふ場合は、又それを端数がついた場合、これはどういふふうにするのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはごく簡単に説明しますが、これつてはこの総額で先づこれを適用してしまいます。そうして今度はその総額の中で分割しますとおのづく端数が出ますと、その二回、三回分を全部一回に繰上げてしまうのです。ですから二回と三回の端数と一回の端数と皆出ます。仮に半端が出来たものを全部合計してしまいます。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。そこで、最初の分で取りまとめてしまいますから、全部端数がなくなることになります。

○油井賢太郎君 成る程そうです。○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。御質疑がありませんければ質疑を終局として討論に入ることに御異議ありませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は解散団体の財産收入金特別会計法案を御審議願います。御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと速記を止め頂きたいのですが……○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めます。○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと速記を止め頂きたいのですが……○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止めます。

○本内四郎君 この解散団体というの

資金から見返資金に繰入れておられます。

○油井賢太郎君 この第二條に通産大臣が管理するところですが、この特別会計法に限つてどうして通産大臣の監督下にあるのです。これは大蔵大臣でもいいのじやないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは物資の処理の方は、貿易物資と同じように、通産大臣が主管をいたしまして、そうしてここで以て溜まつた金を今度は見返資金特別会計に入れまして、今度はその場合に主管は大蔵大臣、こういうことになつております。

○木内四郎君 この第十條で、「この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。」と書いてあるのですが、これとさつき油井委員が質問されたのとちよつと関連しているのですが、まあ昨年の春以来見返資金特別会計の運営で、奥の方に見返しに遅れているという非難が出ておつたのですがね、これはいろいろな事情があつて止むを得なかつたのだろうと思ふのですが、この更に奥の方に見返しに遅れているという非難が出ておつた資金特別会計の援助物資勘定といふようなものがあつて、今度はこれが対日援助物資等処理特別会計といふものになるのですが、この第十條に遅延しますが、この第十條に入る前にこの余計が預金部に資金を入れて温めておるという結果になりはしないか。そろそろ今とうと七十億、二ヶ月とか経過してから、或いは七十億溜まつてからこつちへ拂い込むというお話をすが、すれどそこでも溜まつておる、見

返資金特別会計の方でも溜まつておる、といふふうになつて、この見返資金特別会計の放出が段々遅れて来れば、見

れるけれども、この特別会計で預金部に入れるにすると、ちょっと目にかかることが多い。見返資金特別会計に沢山あるのに放出しないじやないかと言わば別会計は非常に影響して来ると思うのです。そこで勿論これは関係方面の指示によつて、見返資金特別会計に拂い込むことになるだらうと思ひます。

その前にあなたの方から向うにこれを請求して、これだけ溜まつたから早く入られるということにすれば、向うから先に指示を得て承認を貰うといふにむづきじやないか。去年一番問題になつたのは、政府資金をあらゆる段階に放出しなかつたというのが問題の根本だと思います。それが預金部といふと、預金部の金を洗つて見ると、対日援助物資等処理特別会計の金であつても、こういうところに温めてあつても、早く見返資金特別会計に入れる。見返資金特別会計は成るべく早く放出するといふふうにして貰いたいと思います。今のお話をだと関係方面的の指令と前にも當局の方で一つ十分御注意願いました。

○政府委員(伊原隆君) 只今のお示し御尤もでござりますが、見返資金に入りました金を使ひますのは、一々司令部の許可が要ることは覚書に基いておるのであります。最近まあ非常に昨年暮あたりから軌道に乗りまして、殆んどもう本日くらいまでに予定通り私企業を除いては使い切つております。例えば六百二十四億円の債務償還も多分昨日あたりで終つております。それから二百七十億の公企業への貸付も終了し、それから私企業も二百五十億という予定で、これも三月末までに必ず実現ができる。それで見返資金に、今まで見返資金特別会計から金が入りますことは、一々司令部の指令によつて、日本政府宛の指令によりまして殆んど毎月或る時期に入れておるのであります。実はこの見返資金の方に金が入つてしまつて、政府として骨を折つておる限りに上つておりますからして、この中から必要に応じて出して行こうと、こういう予定になつておるのであります。それで、金額はちよつと予定しにくい状況でございます。

○木内四郎君 その点は分らないことはないけれども、それは放出をしないからそういうことになるということですね、放出來るまでは他の国庫金とは混ぜ合わずわけにも行かず、従つて国庫金の運用で指定預金するというような場合におきましても、全然別口で經理をいたしました。當然別口で経理をするのであります。然るにこの第十條を見ますと、この米国対日援助物資等処理特別会計において現金に余裕があるときは預金部に預け入れることができるが、成るべく早く放出されてもいいが、成るべく早く放出まで持つて行くという考え方で運んで頂きたいと、こういう趣旨なんです。

○油井賢太郎君 この第一條にある「対日援助として提供された役務」、いわゆるこちらの方が活用の範囲が広いのであります。預金部に入れて、成る程

りました金を使ひますのは、一々司令部の許可が要ることは覚書に基いておるのであります。最近まあ非常に昨年暮あたりから軌道に乗りまして、殆んどもう本日くらいまでに予定通り私企業を除いては使い切つております。

返資金特別会計といふものは目に付くことが多い。見返資金特別会計に沢山あるのに放出しないじやないかと言わば別会計は非常に影響して来ると思うのです。そこで勿論これは関係方面の指示によつて、見返資金特別会計に拂い込むことになるだらうと思ひます。

その前にあなたの方から向うにこれを請求して、これだけ溜まつたから早く入られるということにすれば、向うから先に指示を得て承認を貰うといふにむづきじやないか。去年一番問題になつたのは、政府資金をあらゆる段階に放出しなかつたというのが問題の根本だと思います。それが預金部といふと、預金部の金を洗つて見ると、対日援助物資等処理特別会計の金であつても、こういうところに温めておつて、民間において抱え込んで温めておつて、民間に放出しなかつたというのが問題の根本だと思います。それが預金部といふと、預金部の金を洗つて見ると、現金を集めておるだけございま

す。従いまして一般の国庫金とはすつかり区分を別にしておりまして、むしろ見返資金に入つてしまふと、放出來るまでは他の国庫金とは混ぜ合わずわけにも行かず、従つて国庫金の運用で指定預金するというような場合におきましても、全然別口で経理をいたしました。当然別口で経理をするのであります。然るにこの第十條を見ますと、この米国対日援助物資等処理特別会計において現金に余裕があるときは預金部に預け入れができるが、成るべく早く放出されてもいいが、成るべく早く放出まで持つて行くという考え方で運んで頂きたいと、こういう趣旨なんです。

○油井賢太郎君 その点は分らないことはないけれども、それは放出をしないからそういうことになるということですね、放出來るまでは他の国庫金とは混ぜ合わずわけにも行かず、従つて国庫金の運用で指定預金するというような場合におきましても、全然別口で経理をいたしました。当然別口で経理をするのであります。然るにこの第十條を見ますと、この米国対日援助物資等処理特別会計において現金に余裕があるときは預金部に預け入れができるが、成るべく早く放出されてもいいが、成るべく早く放出まで持つて行くという考え方で運んで頂きたいと、こういう趣旨なんです。

○政府委員(佐藤一郎君) この援助物資と申しますのは今までに計上されておらずですか。

○政府委員(佐藤一郎君) この援助物資と申しますのは今までに計上されておらず、留学生の滞在中の費用、これらをこの会計から出そうと、こういうことになつたわけなんです。それでそなは一体その金額がどの程度になるかといふことは、実を申しますと、全く予想がつきませんのです。それで今回の予算、対日援助物資等処理の予算額は相当多額に上つておりますからして、この中から必要に応じて出して行こうと、こういう予定になつておるのであります。それで、金額はちよつと予定しにくい状況でございます。

○油井賢太郎君 留学生というのは向う、アメリカに行つている日本の留学生ですか、それ……………

○政府委員(佐藤一郎君) そうです。

それの滞在の費用なんかを結局……

援助役務はつまりサービスの援助と

いうことで入れようという趣旨なんです。

○木内四郎君 字句が甚だ不適当ではないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはつまり留学生の費用なんかを、どこで見るかといふことについて向うの考え方なんですが、これは結局この援助物資……、そこでまあこのところにあります物資等といふことを今度入れたわけであります。従来全然なかつたのであります。まあ関係方面の意見がありましたから……

ね、アメリカに留学している学生の費用を向うでは、いろいろ面倒を見て呉れ

る、それを見積つてつまり対日援助の一つの資金に入れる、こういう形になりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) そういうこ

となんです。つまりドルで使いまし

て、それを円で評価いたしまして、結

局まあここで処理して行くわけなんで

す。

○油井賢太郎君 それからそれとは違

つて、向うから人間が来て、いろいろ

日本のために技師なら技師が来て骨を

折つて呉れた。それをドルで拂つたと

いう場合、その分に対する円レートを換算した金をこの中に入れる、そろ

いうこともあるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは考

方だと思いますが、現在までのところ、そういうものを入れて処理すると

いう考え方にはございません。

○木内四郎君 関連しているのです

が、留学生の向うで使つたドルの代価を誰が拂い込むのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは結

局…ですからこのあはどこから拂

うのですかな。(笑) 結局向うの政

府が持つわけですね。結局持つて、それをそろしてこれの処理で出したといふことにするわけです。

○油井賢太郎君 そうしますと、国会

あたりから議員を派遣した費用なんといふものも皆この中に処理されるので

すが。委員(佐藤一郎君) いいえ、從

来は特別としまして、今後はこれで処

理しようとしているのです。

○油井賢太郎君 政府から派遣された

者も、或いは学界代表とか、いろいろ

代表者がどんづら行きりますけれども、皆これで処理されるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) そのところは今のところまだ向うの考え方がはつきりしておりませんが、差当つて留学生の費用というのを言つておるの

と申しますが、勿論向うの希望で、或

いは相当伸縮があると思います。只今

のところは留学生ということになつて

おります。

○木内四郎君 どうも私は了解しかねるのだけれども、アメリカに日本の留学生が行つて例えれば一万ドル貰つた。

これは日本へ持つて来て使うのではなくて、アメリカで使つてしまふのだから

これが日本へ持つて来て使うのではなくて、アメリカで使つてしまふのだから

あります。

○政府委員(佐藤一郎君) つまり資金

関係としてはそういうことになります

が、結局サービスを受けている、こ

ういうことになるわけです。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始め

て。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始め

て。

○米倉龍也君 十一條ですが、これは

外の特別会計にはないのですが。

○政府委員(佐藤一郎君) どうもこれ

の通り特別会計法の書き方を毎年少しづつ直していくわけなんです。ところ

が一つを直しますときに、すべての特

別会計の字句を同時に改正法を出すわ

けに行きませんから、改正のチャンズ

のある都度に少しづつ直すのです。そ

のために特別会計の体裁を全部御比較

になりますと、ちよい／＼違つてあります。言い換えればこの特別会計の一項というものが輸出信用保険特別会計法案にはございません。

○油井賢太郎君 さつき木内委員からいました、財政法四十三條で一般会計の場合の支出未済は常に大蔵大臣の承認を要するということが財政法の四十三條に規定がございます。特別会計の場合にはそれを必要としないという趣旨で二項が出ておるんですが、こ

れはその必要的程度、又特別会計の性質によりまして違つて参ります。

○米倉龍也君 特別会計の性質によつてそういう違いがあるならばそれでいいと思います。その意味であつたり、なかつたりすることはいいと思ひます

が、そうでないなら何か読んで行ってみると誠に体裁がまち／＼になります。

○政府委員(佐藤一郎君) これは「支

拂上現金に余裕があるとき」という制限でやつているわけです。

○油井賢太郎君 大体向うから指図が

あつて見返資金に入るまでの間、二ヶ月もあるならその分といふものは相

当の額になりますね。それは常に預金

部に全部入れた方が日本としては都合

がいいんじゃないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) それから従来はやはり大蔵大臣の承認を経ておつたものを特別会計であるので、段々緩やかにして行こうという方針で少し

ずつ変えて参つてゐるのもございま

す。それからおしおいていますように内

容によつて違うといふのもございま

す。

○米倉龍也君 今の点は直ぐ後でや

るのでしょ、が、輸出信用保険特別会計の形はそんつておるわけであります

が、結局代金で回収するわけです。結

局それだけのものを形はおつしやるよ

うですが、実際処理して消費者なら消

費者の利益のために二重価格制をとつておるわけであります。直接にこの会

計に入れる以外には、つまり代金を回収するときに入れられる以外にはない。つまりこの会計の利益には少しもならない

わけです。

○木内四郎君 配当してしまふから

ね。

○政府委員(佐藤一郎君) ええ。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止め

て。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始め

て。本日はこれにて散会いたします。

わけです。向うは分つてあります。言い換えればこの特別会計の二項といふものが輸出信用保険特別会計法案にはございません。

○油井賢太郎君 それからこの会計は、予算面では千三百七十億幾らといふことに出でおるのですが、ドル勘定は幾らになつておりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これはちょうど通産省の方に説明して頂いた方がいいと思いますから、今お呼びします

ことになります。

○油井賢太郎君 援助物資を壳拂つた收入に価格調整補給金を相当加えた勘定が收入の分になるのですが、価格補

給金といふのは一体日本人の税金で賄われておる勘定かと思うのですが、これを一緒にしたでは、本当の援助物

資の会計になるというはちよつと不合理だと思います。

○油井賢太郎君 授助物資を壳拂つた

收入に価格調整補給金を相当加えた勘定が收入の分になるのですが、価格補

給金といふのは一体日本人の税金で賄われておる勘定かと思うのですが、これを一緒にしたでは、本当の援助物

資の会計になるというはちよつと不合理だと思います。

○政府委員(佐藤一郎君) これは最初の形はそんつておるわけであります

が、結局代金で回収するわけです。結

局それだけのものを形はおつしやるよ

うですが、実際処理して消費者なら消

費者の利益のために二重価格制をとつておるわけであります。直接にこの会

計に入れる以外には、つまり代金を回

收するときに入れられる以外にはない。つまりこの会計の利益には少しもならない

わけです。

○政府委員(佐藤一郎君) ええ。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を止め

て。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始め

て。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 横内 辰郎君
理事

黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君

委員

森下 政一君
玉屋 嘉章君
西川甚五郎君

平沼彌太郎君
木内 四郎君
油井賢太郎君

小富山常吉君
板野 勝次君
米倉 龍也君

国務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

政府委員

大藏事務官
(銀行局長)

舟山 正吉君
大月 高君

大藏事務官
(主税局長)

平田敬一郎君

大藏事務官
(主計局長)

佐藤 一郎君
伊原 隆君

大藏事務官
(理財局長)

昭和二十五年四月十四日印刷

昭和二十五年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所